

令和元年度 車両系建設機械(解体用)運転技能講習のご案内

URL : <http://www.kensaihou-yamagata.jp> (各講習計画の詳細を掲載中)



山形労働局長登録教習機関 (車両系解体登録第62号)
 登録有効期間 平成36年3月30日
 建設業労働災害防止協会山形県支部
 TEL 山形県支部: 023-642-3033
 技能安全センター: 0237-83-2211

労働安全衛生法第61条により、機体重量3t以上の車両系建設機械(解体用)の運転(道路上を走行させる運転を除く。)は、**運転技能講習を修了した者でなければ運転・操作はできません。また、運転・操作を指示してもいけません。**

平成25年4月12日付、基発第0412第13号において厚生労働省労働基準局長通達で、ブレーカに加え鉄骨切断機、コンクリート圧碎機、解体用つかみ機についても労働災害を防止するため、当該教育を修了したものでなければ運転することができないことになりました。(改正労働安全衛生規則の施行は平成25年7月1日からです) ※旧解体用の資格を取得している方は**ブレーカのみ運転可能です。**

上記の資格取得のための講習会を下記のとおり開催いたしますので、計画的に受講されますようご案内申し上げます。

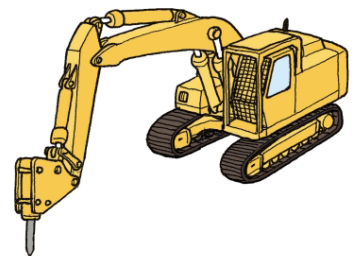
1 講習開催日

日 程	会 場
5月 23日 (木)	「建設業技能安全センター」 寒河江市大字白岩字久保川原1660 TEL : 0237-83-2211
5月 24日 (金) ※追加開催	
7月 18日 (木)	
9月 5日 (木) ※追加開催	
11月 5日 (火)	
1月 28日 (火)	
3月 13日 (金)	

※定員は20名となります。(追加開催は10名)定員に達し次第締め切りとなりますのでご注意ください。
実技は、高さ15mの実習棟での屋内講習となります。

2 受講資格 (学科:3時間、実技:2時間)

車両系建設機械 (整地・運搬・積込み及び掘削用) 運転技能講習修了者
 (上記の修了証の写しが必要となります。)



3 受講料 (受講料・教材費には、消費税含む。)

区 分	一 般	建災防会員 (会員は教材費 1,540 円補助)
受講料・教材費	受講料 26,000 円 教材費 1,540 円	受講料 26,000 円
	合 計 27,540 円	合 計 26,000 円

【注意】 人材開発支援助成金は、講習終了後2ヵ月以内の申し込み手続きとなります。

4 修了証の発行

所定の科目を受講し、修了試験（学科・実技）で合格した者に講習終了後、即日交付となります。

5 受講申込先、手続き等

(イ) 受講手続き

- ① 受講申込書兼受講票：ホームページからダウンロード可、コピー可
- ② 受講資格を証明する書類：修了証等の写しを必ず添付
- ③ 写真（縦4cm×横3cm・裏面に氏名を記入）を申込書に貼付

（注1）上記①. ②. ③を予め申込先に郵送（提出）して下さい。

（注2）定員になり次第締切りとなります。お早めに申込書を提出して下さい。

(ロ) 受講料の納入

- ① 前納制となります。下記口座に期日までに納入して下さい。（講習5日前まで納入すること）
- ② 振込手数料はご負担願います。
- ③ 銀行振込の受領書をもって領収書に代えさせていただきます。
- ④ 申込書・受講料は事前に窓口でも受付できます。

(ハ) 申込み・お問い合わせ先

〒990-0505 寒河江市大字白岩字久保川原1660

建設業技能安全センター・セーフティプラザ山形 TEL：0237（83）2211 FAX：0237（83）2212

- ① 山形銀行 県庁支店 普通N○. 0189758
口座名 建設業労働災害防止協会 山形県支部
- ② きらやか銀行 山形東支店 普通N○. 0063838
口座名 建設業労働災害防止協会 山形県支部

※ 申込書を提出後、上記2行のいずれかにお振込み下さい。

6 その他

- ① **受講日当日、本人確認のため「運転免許証・健康保険証・住民票」のいずれかを持参してください。
身分証を忘れると、受講できません。**
- ② 遅刻された場合には受講出来ないことがありますのでご注意ください。
- ③ 受講料納入後、学科講習日の3日前(土、日、祝日を除く。)までに受講取り消しの連絡があれば受講料等の返金に応じますが、それ以降は如何なる理由でも受講料等の返金には応じられません。
- ④ その他の講習の日程は、建災防ホームページでご覧いただけます。

アドレス：<http://www.Kensaibou-yamgata.jp/>

検索【建災防山形県支部 または 建設業技能安全センター】

